川崎市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和7年7月3日提出 川崎市選挙管理委員会 委員長 廣 田 健 一

1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び同法第75 条第1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律 第4条第1項(合併協議会設置の請求)及び同法第5条第1項(同一請求関 係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者 の総数の50分の1の数

25,635人

2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、同法第81条第1項(市長の解職の請求)及び同法第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

260,215人

3 地方自治法第80条第1項(議会の議員の解職の請求)及び同法第86条 第1項(区の選挙管理委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総 数の3分の1の数

川崎区63,244人幸区47,830人中原区73,947人高津区65,067人宮前区64,887人多摩区62,469人麻生区49,797人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び同法第5条第1 5項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

213,620人